

国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区
モユルリ特別保護地区
指定計画書

平成23年10月1日
(改正：平成26年3月31日)

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

モユルリ特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島

(3) 特別保護地区の存続期間

平成23年10月1日から平成43年9月30日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約3kmの海上に位置するモユルリ島で、多くの海鳥に利用されている地域である。面積31ha、周囲3kmのテーブル状をした島である。台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約30mの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海鳥類の繁殖が当該区域で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で27科47種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを始めとする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、海鳥類の生息環境の保全及び改善のために必要な対策を行う。
- 2) 劣化した海鳥類の集団繁殖地を保護及び整備し、並びに海鳥の捕食を防止するため、生息及び繁殖を脅かす動物の防除に必要な対策を行う。

(2) 保全事業の目標

海鳥類の集団繁殖地としての生息環境の保全及び改善を図るため、ドブネズミに

よる植生破壊、土砂流出等による海鳥類の生息地及び繁殖地の劣化並びに海鳥の捕食を防ぎ、並びに生息環境改善施設を設けることにより、エトピリカ等北方系海鳥類の生息環境を回復させる。

(3) 保全事業の対象区域

ユルリ・モユルリ鳥獣保護区モユルリ特別保護地区の全域

(4) 保全事業の内容

ドブネズミの防除等を実施するとともに、人工巣穴、誘引用音響装置、デコイの設置等により海鳥類の生息環境の回復及び創出を図る。また、急峻なモユルリ島において海鳥類を保護及び管理し、並びにモニタリングを円滑に進めるための環境を整備するとともに、海鳥類の生息状況及びその生息環境、ドブネズミの生息状況等のモニタリングを行い、保全事業の効果について評価を行う。

(5) 環境変化の概要

強風又は豪雨によりエトピリカ、チシマウガラス、ヒメウ、ウトウ等の北方系海鳥類の主要な繁殖地である海食崖の土砂流出が生じている。また、かつてユルリ島で行われていた放牧に伴いユルリ島及びモユルリ島に侵入したと考えられるドブネズミが増加し、これによる捕食により海鳥類の生息及び繁殖が脅かされるとともに、植生破壊、土砂流出等により海鳥類の集団繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

かつてユルリ島及びモユルリ島はエトピリカ、ウミガラス、チシマウガラス、ケイマフリ等の北方系海鳥類の一大繁殖地として知られていた。なかでもエトピリカは1960年代後半にはモユルリ島の洋上だけでも数百羽が確認され、道東太平洋海域では少なくとも数百～数千つがいは繁殖していたと推定されているが、1970年代に侵入したと考えられるドブネズミによる捕食及び漁業による混獲等の影響を受けて激減した。現在はユルリ島及びモユルリ島がエトピリカの国内唯一の繁殖地であり、わずか十つがいが前後が残されるのみとなっている。

3 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 31 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	31 ha
農耕地	—ha
水面	—ha
その他	—ha

イ 所有者別内訳			
国有地	3 1 ha		
国有林		—ha	
国有林以外の国有地	3 1 ha		
		財務省所管	3 1 ha
地方公共団体有地	—ha		
私有地	—ha		
公有水面	—ha		
ウ 他の法令による規制区域			
自然環境保全法による地域		—ha	
自然公園法による地域		—ha	
文化財保護法による地域	3 1 ha		
名称（天然記念物ユルリ島モユルリ島海鳥繁殖地（道指定））			

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

根室半島南方約3kmの海上に位置する。

イ 地形、地質等

面積31ha、周囲3kmのテーブル状をした島である。全体が高さ約30mの海食崖となっている。

ウ 植物相の概要

台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

エ 動物相の概要

ゼニガタアザラシ及びドブネズミの生息が確認されている。また、多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で27科47種の鳥類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

- 6 施設整備に関する事項
鳥獣保護区用制札 1本

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	オオハム	
カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	ハシボソミズナギドリ	
	ウミツバメ	○ コシジロウミツバメ	
ペリカン	ウ	○ ウミウ	
		○ ヒメウ	
		○ チシマウガラス	国天・国内希少・CR
コウノトリ	サギ	ゴイスギ	
カモ	カモ	○ シブリガモ	LP
		ウミアイサ	
タカ	タカ	○ オジロウシ	国天・国内希少・EN
	ハヤブサ	○ ハヤブサ	国内希少・VU
		チゴハヤブサ	
ツル	クイナ	○ クイナ	
チドリ	シギ	メリケンキアシシギ	
		○ オオジシギ	NT
	カモメ	○ オオセグロカモメ	
		○ ウミネコ	
	ウミスズメ	ウミガラス	国内希少・CR
		○ ケイマフリ	VU
		○ ウミスズメ	CR
		ウミオウム	
		○ ウトウ	
		ツノメドリ	
		○ エトピリカ	国内希少・CR
ハト	ハト	○ キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ	
スズメ	ヒバリ	○ ヒバリ	
	ツバメ	ツバメ	
		○ イワツバメ	
	セキレイ	○ ハクセキレイ	
	モズ	アカモズ	NT
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	○ ノゴマ	
		コルリ	
		○ ノビタキ	
	ウグイス	○ シマセンニュー	
		○ マキノセンニュー	
		○ コヨシキリ	
	ヒタキ	マミジロキビタキ	
	ホオジロ	○ アオジ	
		○ オオジュリン	
	アトリ	○ カワラヒワ	
		ハギマシコ	
	カラス	○ ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
合計(種)			47

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ	ヒナコウモリ	コテングコウモリ	
ネコ	アザラシ	○ ゼニガタアザラシ	EN
ネズミ	ネズミ	ドブネズミ	
合計(種)			3

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
国天:国指定天然記念物
レッドリスト(ア鳥類:平成18年環境省、イ獣類:平成19年環境省)
CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。